

議案第34号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別に定めることができる。
- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
 - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
 - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第2条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「をいう」を「(第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、職員(任命権者が人事委員会と協議して定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が人事委員会と協議して定める期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとす

る。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

第8条の3第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

(鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年鹿児島県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「週休日」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第13条第3項中「を週休日」の次に「(勤務時間を割り振らない日をいう。(職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日(当該日を勤務日に、同日以外の勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更した場合にあつては、変更後の同日)を除く。))以下この項において同じ。)」を加える。

第14条の2中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に改める。

(鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年鹿児島県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「週休日」及び「をいう。以下同じ。)」を削る。

第16条第3項中「を週休日」の次に「(勤務時間を割り振らない日をいう。(職員の申告を考慮して勤務時間を割り振らない日(当該日を勤務日に、同日以外の勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更した場合にあつては、変更後の同日)を除く。))以下この項において同じ。)」を加える。

第18条中「週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(鹿児島県職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に、「日割」を「日割り」に改める。

第15条第3項中「第5条」を「第5条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。))」に改め、「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条第4項中

「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

第16条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第16条の3第1項中「第5条」を「第5条第1項」に、「週休日又は」を「週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日又は」に改める。

(鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第4条及び第5条」を「第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改め、「第4条の2及び第5条」の次に「の規定に基づく週休日の日数」を加える。

第9条第2項中「勤務時間条例第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第4条及び第5条」を「第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日又は勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改め、「第4条の2及び第5条」の次に「の規定に基づく週休日」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「勤務時間条例第3条第2項，第4条から第6条まで，第8条の3及び第10条の規定又は」を「勤務時間条例第3条第2項及び第3項，第4条から第6条まで，第8条の3並びに第10条の規定又は」に改める。

(提案理由)

職員等がより多様で柔軟な働き方を選択できるよう，フレックスタイム制を導入し，及び休憩時間制度の柔軟化を実施するため，所要の改正をしようとするものである。